

「地域のお仕事ガイドブック DX」協賛規約

本規約は、有限会社静雲堂が事務局（以下、「当事務局」という。）として推進する地域貢献プログラム「地域のお仕事ガイドブック DX（ディーエックス）」への協賛に関する事項を定めることを目的とします。

第1条（適用の範囲）

本規約は、「地域のお仕事ガイドブック DX（ディーエックス）」へ協賛する企業または団体（以下「協賛者」という。）と、当事務局において制作運営の主体である有限会社静雲堂との間に適用されます。

第2条（用語の定義）

1. 「本プログラム」とは、キャリア教育のデジタル副教材「地域のお仕事ガイドブック DX」（以下、「本教材」という。）の制作および掲載、対象となる教育委員会への無償提供、当事務局が学校と共同で開催する「合同出張授業」の運営および資料の制作提供等の学校支援活動の総称をいいます。
2. 「協賛者」とは、本プログラムに賛同し、協賛金を負担している法人および団体をいいます。
3. 「利用者」とは、本プログラムの対象となる地域の学校関係者および小・中学生など、本プログラムを活用する者をいいます。

第3条（申込条件）

協賛者は、当事務局が募集する地域に事業所を有する場合に、当事務局が定める各業種1社に限り本プログラムへの参加を申込みできます。但し、事業内容等により受付できない場合や教育委員会等からの指導により後日お断りさせていただく場合があります。

第4条（申込成立）

1. 協賛者は、当事務局が指定する方法で申込みのうえ協賛金をお支払いいただきます。
2. 当事務局が当該申込に対して受諾連絡を行った時点で申込者と当事務局との間で本プログラムへの協賛に関する契約が成立し、協賛者として本プログラムへの参加資格が付与されるものとします。

第5条（協賛金）

協賛者は本プログラムへの参画にあたり、当事務局の定める協賛金を当事務局指定の銀行口座へ振込にて支払うものとします。なお、振込手数料は協賛者に負担していただきます。

第6条（教材制作および著作権について）

1. 当事務局は、協賛者から協賛申込書および必要情報を受け取り後、オンライン取材を行い、協賛者が提供する情報および画像等のコンテンツを使用して、誌面の編集・制作を開始します。
2. 完成した誌面のPDFデータは、協賛者へ納品するとともに、デジタルコンテンツを加えて本プログラムのデジタル副教材に掲載する方法で、教育委員会へ寄贈されます。
3. 当事務局は本プログラムのデジタル副教材の掲載内容について、協賛者と教育委員会および学校関係者

に対し、当事務局は著作権を一切主張いたしません。但し、その他の第三者に対しては主張する場合があります。

4. 協賛者から提供された動画や画像等の著作物を除き、当事務局が制作した誌面およびデジタル副教材の誌面内にある原稿、画像、動画等のコンテンツについて、著作物の権利処理は当事務局が保証いたします。
5. 協賛者は、協賛者のページに限り、リリースや配布などで自由に活用できます。協賛者には、必要に応じて本プログラムのロゴマークを無償で貸与いたします。

第7条（情報の削除・変更）

次のいずれかに該当する場合、当事務局は協賛者へ通知のうえ、掲載情報を変更または削除する場合があります。

- (1) 教育委員会から削除または修正を依頼された場合
- (2) 本サービスの品質維持、管理上必要であると事務局が判断した場合。
- (3) 掲載情報に誤りがある場合や事務局が不適切と判断した場合。

第8条（掲載期間）

1. 本教材における本誌面の掲載期間は、原則として寄贈から1年間とします。ただし、期間満了後の掲載継続の可否および期間については、教育委員会および事務局の裁量により決定できるものとします。
2. 本誌面の掲載内容に修正の必要が生じた場合、協賛者および事務局は誠実に協議を行うものとし、必要に応じて教育委員会の確認を経たうえで、事務局が必要な修正を行うものとします。

第9条（協賛者の責務）

1. 協賛者の提供する掲載情報には、次の各号のいずれも含まないものとします。
 - (1) 関係諸法令に抵触、またはそのおそれのあるもの
 - (2) 教育委員会もしくは学校が公立学校の学校教育に不適切とみなしたもの
 - (3) 社会倫理または社会秩序に反するもの
 - (4) 虚偽・誇大または不正確な表現のもの
 - (5) 差別的表現など、社会通念上問題があるとみなされるもの
2. 協賛者は、当事務局へ提供する情報に関する著作権等の権利処理を保証するものとします。第三者の著作権（翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する権利、著作者人格権および著作隣接権を含みます）・商標権等の知的財産権、名誉・信用・プライバシー・肖像権等の人格的権利、または契約により設定された権利その他のいかなる権利も侵害せず、適法な手続きもしくは手段により作成または入手したものを提供するものとします。

第10条（禁止事項）

協賛者および当事務局は、本プログラムにおいて以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 相手方および他の協賛者または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

- (2) 法令に反する行為や犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為あるいはそれを幫助する行為
- (3) 事実反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。

第 11 条（機密保持）

1. 協賛者および当事務局は、本プログラムを通じて知り得た相手方の営業上、技術上の機密情報について、当該情報の権利者の書面による同意がある場合または法令等による手続きによる場合を除き、第三者に開示、提供、漏洩することはできないものとします。
2. 但し、次の各号のいずれかに該当するものは前項に基づく義務を要しないものとします。
 - (1) 公知の情報又は相手方から開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報。
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に自己が保有していた情報。
 - (3) 相手方の技術上、営業上の情報に関係なく自己が独自に開発した情報。
 - (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報。
3. 協賛者および当事務局は、本契約が期間満了、解約その他の事由により終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方から交付された秘密情報を含む資料について、相手方の選択に従い廃棄または返却するものとします。

第 12 条（反社会的勢力に関する表明保証）

協賛者および当事務局は、相手方に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・関与・影響を受けていないこと、および協賛者および当事務局が知る限り各々の自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証します。

第 13 条（解除）

1. 協賛者が以下のいずれかの項目に該当する場合、当事務局は催告することなく、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 監督官庁による営業の取消もしくは停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始の申立てまたはそのおそれがあると認められる相当な事由があったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てを受けたとき
 - (4) 協賛金の支払を怠っている場合
 - (5) 名誉、信用を失墜させたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 本規約に違反したとき。
 - (7) 合理的な根拠により協賛者として不適当であると静雲堂が判断した場合
2. 当事務局は、第 1 項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じてでも何ら責任を負わないものとします。

第 14 条（返金）

当事務局に重過失がある場合を除き、本プログラムの変更や中断などが生じた場合でも、すでに支払わ

れた協賛金は返金されません。

第 15 条（免責）

1. 停電・通信回線の事故、天災等の不可抗力、ウイルス被害、通信事業者の不履行、サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など、当事務局の責に帰すべき事由以外の原因により本規約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、当事務局はその責を問われないものとし、本プログラム履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。
2. 協賛者が指定したリンク先に不具合が発生した場合、当事務局の責に帰すべき事由がない限り、当事務局は責を負わないものとします。
3. 協賛者の指示により情報等の訂正、削除などを実施したことにより損害が発生した場合、当事務局は責任を負わないものとします。
4. 本プログラムに関連して協賛者に損害が発生した場合においても、事務局に明らかな帰責事由がない限り、当事務局は責任を負わないものとします。

第 16 条（損害賠償）

1. 当事務局が協賛者に対して故意または重過失により損害を与えた場合は、協賛金を上限とし、その損害の賠償の義務を負うものとします。
2. 協賛者は、本規約に違反することによって、第三者との間でトラブルが発生した場合、協賛者自身で解決するものとします。

第 17 条（協議および管轄裁判所）

1. 本プログラムに関連して協賛者と当事務局との間で問題が生じた場合には、互いに誠意をもって協議するものとします。
2. 協賛者と当事務局の間で協議によっても解決しない場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条（規約の変更）

1. 本規約は当事務局の判断で変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当事務局は事前に協賛者に変更内容および変更後の規約の適用開始日を通知するものとし、当該適用開始日より変更後の規約が適用されるものとします。

2023 年 3 月 1 日 制定・施行

2025 年 5 月 28 日 改訂

2026 年 5 月 8 日 改訂